

議案第 7 号

東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について

東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、農業委員会の委員の報酬を見直す必要があるからである。

東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年東郷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中「次の」を「国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で各委員の活動実績等に応じて町長が規則で定める」に改め、「1 各月ごとに7,000円以内で町長が別に定める活動内容及び日数に応じ算定した額を合算した額」及び「2 1月当たり14,000円に町長が別に定める成果に応じた係数を乗じて得た額」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正に伴い、農業委員会の委員の報酬を見直す必要があるからである。

### 2 改正内容

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、農地利用の最適化に関する活動及び成果に応じて支給する報酬に係る規定を整備すること。（別表関係）

### 3 施行期日

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 改正後の東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用すること。